

◆京都の労働メールマガジン 第32号◆

発行 2021年4月28日

京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策やイベント、セミナーの情報等を月1回発信します。是非、ご登録ください。

—☆☆☆今月のCONTENTS☆☆☆—

- 【1】 京都府域に「緊急事態宣言」が発令されています
- 【2】 「京都未来塾」第4期研修生を募集しています！
- 【3】 「京都府の現代の名工」19名、「明日の名工」12名が誕生！
- 【4】 「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用されています

【1】 京都府域において緊急事態宣言が発令されています

府民の皆様にはこれまでも新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をいただいておりますが、引き続き不要不急の外出自粛、「会話する際のマスクの徹底」、「飲食時の『きょうとマナー』の徹底」など感染拡大防止へのご協力をお願いします。

詳しくは京都府ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/>

【2】 「京都未来塾」第4期研修生を募集しています！

新型コロナウイルスの影響を受け、解雇・雇止め等にあった方を対象に企業とのマッチングを図る「京都未来塾」第4期研修生を5月21日（金）まで募集しています。

最大3ヶ月間雇用されることで収入を得ながら、未来を担う人材育成訓練を受け、訓練受講後は、府内中小企業等での正社員としての就職に繋がります。

詳しくは京都府ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/kyoto-mirai-juku.html>

お問合せ：京都府労働政策課 電話 075-414-5550

【3】 「京都府の現代の名工」19名、「明日の名工」12名が誕生！

京都府では、各産業分野（伝統産業を除く）で、最高の技能を発揮して産業発展のために貢献されている方を対象とした「京都府の現代の名工」（優秀技能者表彰）と、優れた青年技能者を対象とした「明日の名工」（青年優秀技能者奨励賞表彰）の表彰を行っています。

令和3年3月24日（水）に、「京都府の現代の名工」19名、「明日の名工」12名を表彰しました。

表彰者の詳細は以下のアドレスからご覧ください。

「京都府の現代の名工」

<https://www.pref.kyoto.jp/noryoku/r1meikou.html>

「明日の名工」

<http://www.pref.kyoto.jp/noryoku/r1seinen.html>

お問合せ：京都府人材育成課 電話 075-414-5105

【4】 「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用されています

同一労働同一賃金の導入は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すものです。

パートタイム・有期雇用労働法が令和3年4月1日から中小企業にも適用されました。

詳しくは厚生労働省の特集ページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

お問合せ：京都労働局雇用環境・均等室 電話 075-241-0504

発行者：京都府商工労働観光部 労働政策課

電 話：075-414-5088

FAX：075-414-5092

メール：rodoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等をご遠慮願います。